

福井県
新型コロナウイルス感染症
総合対策

Ver. 8

令和2年7月30日

福井県

II 医療提供体制の確保

1 検査体制の強化

- ・ 行政検査を拡大するため、衛生環境研究センターにおける研究員の増員、検査機器の追加および検体搬送体制の整備により、検査体制を強化する。
- ・ 医療機関において、ドライブスルー方式の検体採取を実施する。
- ・ 母子感染のリスクを避け、安心して出産できるよう、妊婦のPCR検査を実施する。
- ・ 検査にかかる費用および入院時の医療費を負担する。
- ・ 検査件数の状況（遺伝子検査）

行政検査	264件／日（県衛生環境研究センター）
医療機関内検査	62件／日（3医療機関）
	計 326件／日（7/30時点）

2 病床・宿泊施設等の確保

（1）病床の確保

- ・ 確保病床数の状況

感染症・結核病床	104床（7医療機関）
I CU	19床（3医療機関）
一般病床	67床（9医療機関）
	計 190床（7/30時点）

- ・ 診療抑制や病棟閉鎖等により、引き続き、新型コロナウイルス感染症患者用の病床を拡大する。
- ・ 感染症患者を受け入れるための病棟確保に対する補助のほか、感染症指定医療機関の人工呼吸器等の設備整備への補助により、患者受け入れの拡大を図る。

（2）宿泊療養施設の設置

- ・ 県・市町施設の活用または民間ホテルの借上げなどにより、軽症者または無症状者のための宿泊療養施設を設置する。
- ・ 宿泊療養施設の設置に当たっては、感染症の専門家から、患者の導線の確保、食事の提供体制等に対する必要なチェックを受ける。
- ・ 宿泊療養施設の医療的ケアについては、医師による健康管理とともに、看護師が常駐する体制を確保する。さらに入所者の不安を解消するため、臨床心理士の活用などにより、心のケアを行う。
- ・ 食事の手配など運営を担当するスタッフの体制を整えるとともに、マスクや長袖ガウンなど必要な防護服を確保する。

3 患者の受け入れ・搬送体制

(1) 患者の受け入れ

- ・患者の症状等のほか、受け入れ可能な医療機関の空き病床等の情報を集約・管理する「入院コーディネートセンター」において、患者の重症度に応じた適切な医療機関への入院調整を行う。
- ・重症者や重症化のおそれが高い患者については感染症指定医療機関へ、その他の患者については一般医療機関への受け入れを基本とする。

(2) 患者の搬送

- ・重症患者の病床確保のため、感染症指定医療機関において症状が改善した患者は、一般医療機関や宿泊療養施設に移す。
- ・一方、軽症者等が重症化した場合は、感染症指定医療機関に移し、適切な医療を提供する。
- ・患者移送は、以下の順序によることを基本とする。
 - ① 保健所等が保有する移送車（現在は2台）による移送
 - ② 各消防本部の救急車による移送

新 患者を安全に搬送するため、感染防止機能を備えた専用車両を整備する。

4 医療現場の環境改善

(1) 衛生資材の確保

- ・マスク、フェイスシールド、ガウン、防護服および消毒用エタノール等の衛生資材について県が率先して確保する。あわせて、地元企業から優先して調達する。
- ・県民等からの寄付も含め、調達した衛生資材は、患者を受け入れている医療機関および宿泊療養施設へ優先的に供給する。

(2) 医療従事者に対する支援

- ・感染症患者に対応する医療従事者の処遇改善を図るため、特殊勤務手当の支給および宿泊料の一部を支援する。
- ・医療従事者の心のケアを目的とした対面相談を実施する。
- ・感染リスクと向き合いながら業務に従事する職員や、日ごろ感染防止対策を講じながらサービスの継続に努める職員に対して、慰労金を支給する。

5 保健所の体制強化

- 各保健所の帰国者・接触者センターを集約・機能拡張（8月3日～）
 - 県内の情報を集約し、感染拡大の兆候を素早く察知
 - 保健所の業務負担を軽減し、積極的疫学調査に注力できる体制を整備
 - PCR検査の受診調整を一元管理
 - 関係機関との迅速な情報共有
- 感染者についての調査や濃厚接触者の健康観察を確実に実施し、感染拡大を防止するため、県保健師OBや本庁保健師、さらに市町保健師にも協力を求め、各保健所へ配置する。
- 関係各所への依頼や通知、報告などの作成文書の増加に対応するため、事務職員を各保健所へ配置する。

6 第2波対策の実施

- 医療機関等の協力を得て、必要な病床を確保する

感染症指定病院等	190床
宿泊療養施設	75床 ※感染患者数に応じて+70床
計	265床 ※〃 335床 (7/30時点)
- 濃厚接触者や県外からの帰省者等が発熱した場合、PCR検査を早期に実施する。
- 検査機器等の追加により、1日あたりのPCR検査能力を拡大する。
- 感染拡大を最大限抑えるため、濃厚接触者用の宿泊施設を準備する。
- 感染拡大を防ぐため、感染者や感染場所となった事業者に対して、個人情報の保護を勘案しながら、情報開示への協力を強く依頼する。
- 感染症患者が発生した事業所について、感染拡大防止に積極的に協力した場合、協力金を支給する。
- 感染拡大の兆候があれば、速やかに県民に対する外出自粛要請を実施する。

注意レベル

- … 1週間の新規感染者がおおむね5人以上
⇒ 感染状況を踏まえ特に注意すべき行動や施設での対策を周知
⇒ 県民行動指針・新しい生活様式の徹底

緊急事態レベル

- … 1週間の新規感染者数がおおむね20人以上
そのほか、感染経路不明者数、重症患者数などを踏まえて判断
⇒ 外出自粛を要請